# 平成26年1月27日開催 議会改革特別委員会について(協議の概要)

- 1 日時 平成 26 年 1 月 27 日 (月) 開会: 午前 10 時 59 分 閉会: 午後 1 時 15 分
- 2 場所 議会棟3号委員会室
- 3 出席者

委員長 篠原正寛(政新会)

副委員長 河崎はじめ(市民クラブ改革)

委 員 大石伸雄(政新会)

田中正剛(蒼士会)

西田いさお(むの会)

野口あけみ(日本共産党西宮市会議員団)

山田ますと(公明党議員団)

他に、地方自治法の規定に基づき、嶋田克興議長が出席

4 欠席者 なし

5 傍聴議員

よつや薫

6 一般傍聴者

1名

7 説明員

(議会事務局)

議会事務局長 大野詔三次 長 北林哲二 庶 務 課 長 原田順子 議事調査課長 村本和宏

- 8 協議事項について
  - (1)議員定数について

議員定数の課題について協議しました。

まず、常任委員会定数の適正規模について、各委員から意見を聴取しました。各委員はこれを持ち帰り、次回の委員会(2月10日)までに、本市における常任委員会数は幾つが適正であるかなど、常任委員会のあり方について、各派の意見を用意することとなりました。

次に、議会の活性化の内容と経費の試算について協議しました。各委員は、議会の活性化又は透明性の向上のためにぜひ行いたいという項目を、次の委員会までに 用意することとされ、その意見を基に今後の議論を進めることとなりました。

なお、次回の委員会から、上記の2つの論点は議員定数の議題とは別枠の議題と して、協議することとなりました。

また、事務局は次の委員会までに、人口同規模の自治体がいつから現在の委員会

数となったのかを調査し、資料を用意することとしました。 次回の委員会で引き続き協議することとされました。

## (2)議会役職について

議会役職について協議しました。

まず、正副議長の新しい職務について、評価と管理の内容で、持ち帰り確認となっていた1会派の意見及び用語を精査することとしていた事項の確認及び説明をし、次の内容で各委員の意見が一致しました。

#### (評価)

- ・委員長は当該委員会の進捗状況について、議長に報告しなければならない。
- ・議長は各委員会の所管事務懇談会、事前調整会、休会中審査の開催状況及び施策 研究テーマの設定と進捗、視察実施前後の手順の進捗等について客観的評価(点 検)を行う。

### (管理)

- ・議長は、適切でないと評価した委員会に対し、必要な助言をしなければならない。
- ・議長は前項の助言を経てなお委員会職務が改善されない場合、文書を持ってその 改善を勧告する。

次に、正副議長の事実上の任期について、任期を折衷案 (再任を妨げない) に見 直すのか又は現状維持とするのか、また、任期の見直しは副議長もその対象とする のかについて、各派の意見を聴取しました。

次回の委員会で引き続き協議することとされました。

#### (3)議会基本条例について

議会基本条例について協議しました。

まず、「情報公開」に関する小理念について、前回の委員会(1月15日)で仮合意され、一部用語の精査をすることとしていた事項について条文案を修正し、全委員がこれを了とされました。(下記の第1項第1号及び第3号の下線部分が修正部分)

議会は市民の付託に応えるため、以下に定める事項をすべて公開する。

- 一 議決、審査、調査及び提言における本会議及び委員会での議論
- 二 会派及び各議員の賛否意見
- 三 議会費のうち政務活動費、視察旅費、議長交際費及び車両運行記録

議会は原則として保有する情報のうち、前項にかかる事項の公開については積極的かつ自主的にこれを行うものとする。

前条にかかわらず、西宮市情報公開条例の定める非公開情報に該当するものに関してはこれを例外とする。

なお、議会基本条例において「会議の公開」を規定すべきではないかとの提案については、第1項第1号においてその意味が含まれるとして取り下げられました。

次に、「政務活動費」に関する小理念について、条文の原案に対する各派の賛否等の意見を聴取しました。各委員はこれを持ち帰り、次回の委員会までに、賛成としていない会派は条文の対案があれば用意すること、また、委員から提出のあった第3項にかかる対案に対する賛否をそれぞれ用意することとなりました。

また、事務局は、第1項中の「政務活動費の交付を受けることができる」を「政務活動費の交付を受けるものとする」とすべきであるかについて、法制担当に確認することとし、第2項中の「政務活動費に関する手引き」について、これまで配布

された資料と名称が統一されていないため、これを整理し、統一することとしました。

次の委員会で引き続き協議することとされました。

# (4)議会事務局の強化について

議会事務局の強化について、強化すべき内容及び合理化すべき内容として、それぞれ導き出された方向を実現する手段に対する賛否等の意見を各委員から聴取しました。強化及び合理化すべき内容として上げられた手段について、それぞれ事務局はそれらに対する考え方や意見を整理し、報告することとなりました。

次回の委員会で引き続き協議することとされました。

## (5) その他

議場音響設備等の改修について

議場音響設備等の改修について、事務局から来年度予算(総務局所管) として 2,257 万 2,000 円を計上し、平成 26 年夏に工事を行い、9 月定例か ら新しい設備を使用する予定で進めていくとの説明がありました。

本会議における質問の仕方について

本会議における質問の仕方について、一問一答制導入時の申し合わせによる再質問以降の質問方法の解釈が分かれるケースがあるため、今一度確認を行いたい旨を説明しました。各委員は「再質問以降の質問は与えられた時間の範囲内で自由に組み合わせることができる」という解釈に今後統一することができるかについて持ち帰り、次回の委員会までに、各派の意見を用意することとなりました。

以 上